

## ひじょうへんさい たいおう 非常変災における対応について

たいふうとう ひじょうへんさい ともな じどう たいおう  
台風等の非常変災に伴う児童への対応につきまして、下記のとおりとしますのでお知らせいたします。  
なほ きしょうじょうきょうとう さいがいはっせい おそ ばあい きしょうじょうほう ほうさいじょう ちゅういじこう かん  
なお、気象状況等により災害発生の恐れのある場合は、気象情報や防災上の注意事項に関する  
ほうどう しゅうぶん ちゅうい じどう あんぜんかくほ はいりよ ねが  
報道には十分ご注意いただきまして、児童の安全確保にご配慮くださるようお願いいたします。

### 記

#### 1. 暴風警報発令及び台風接近に伴う措置

- ① 午前7時現在、草津市に暴風警報が発令中の場合は臨時休業となります。  
※「暴風警報と大雨警報」「暴風警報と洪水警報」等のように、『暴風』を含む警報が発令された場合のみ「臨時休業」となりますのでご注意ください。  
② 登校後、暴風警報が発令された場合は、授業時間の短縮措置をとり、教職員引率のもとに下校を行います。（状況によって学校待機の場合があります。）

#### 2. 特別警報発令及び大雨・洪水・大雪に伴う措置

- ① 午前7時現在、草津市に特別警報が発令中の場合は臨時休業となります。  
※「大雨・洪水・大雪」に関する警報だけでは臨時休業とはなりません。  
② 登校後、特別警報が発令された場合は、授業時間の短縮措置をとり、教職員引率のもとに下校を行います。（状況によって学校待機の場合があります。）

#### 3. 地震発生に伴う措置

- ① 突発的な震度5弱以上の大規模地震（余震）が発生した場合  
【在宅時】  
震度5弱以上の大規模地震（余震）が発生したとき、臨時休業となる場合があります。  
【登下校時】  
安全な場所に一時避難した後、原則として速やかに登校します。安全確認後、授業を打ち切り、下校措置を取り、保護者に引き渡します。お迎えをお願いします。  
【在校時】  
安全な場所に避難・誘導し、安全確認を行います。その後、授業を打ち切り、下校措置を取り、保護者に引き渡しますので、お迎えをお願いします。  
② 震度5弱未満の地震（余震）が発生した場合  
原則として臨時休業とせず、通常授業を行います。校区の状況を把握し、児童の安全確保上、臨時休業等の非常の措置を講ずる場合があります。

※なお、臨時休業や緊急時の下校措置を行う場合は、メール配信を行います。未登録の方は、可能な限りメール登録をお願いします。